

お知らせ

平成26年分所得の申告相談は

2月13日(金)～3月16日(月)

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

所得税の申告

確定申告が必要な人

- 事業を行っている人や、給与所得者で次に該当する人は、確定申告が必要です。
 - 農業、商業、工業、漁業など事業を営んでいる人
 - 地代や家賃収入、不動産や株式売却などの所得がある人
 - 生命保険や損害保険の満期、解約などで一時金を受け取った人
 - 給与の年収が2千万円を超える人
 - 1カ所から給与の支払いを受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
 - 日給などで働いている人や給与の支払いを2カ所以上から受けている人で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- 住宅借入金などで家屋を新築、購入、増改築して、住宅借入金等特別控除



確定申告により

税の還付が受けられる人

- 給与所得者で確定申告をする必要がない場合でも、次に該当する人は申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
 - 住宅借入金などで家屋を新築、購入、増改築して、住宅借入金等特別控除

申告に必要なもの

- 申告書(税務署から郵送されてきた人)
- 印鑑(所得税を新規で口座振替する人は通帳届出印が必要)
- 本人名義の金融機関の口座が分かるもの
- 所得金額が分かるもの
- 給与、退職所得、公的年金などの源泉徴収票の原本、報酬、保険満期などの支払調書の原本



市・県民税の申告

- 平成27年1月1日現在、市内に住所がある人で、次に該当する人は3月16日(月)までに平成26年中の所得を申告してください。平成26年中の所得がない場合も含まれます。
 - ① 給与所得者で、次に該当する人
 - 給与所得のほかに配当、不動産、農業、一時、雑、事業などの所得があった人(給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税は申告の必要があります)

- 災害や盗難などにより、住宅や家財などの資産を受けた損害について雑損控除を受ける場合
- 病気や怪我などで支払った多額の医療費について、医療費控除を受ける場合
- 年の途中で退職、退社し、年末調整を受けていない場合
- 地方公共団体などの特定団体へ寄附をして寄附金控除を受ける場合

- 社会保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などの所得控除を受けようとする人
- 源泉徴収票に記載された各種所得控除と異なる控除(扶養控除など)を受けようとする人
- ①に該当しない人で、次に該当する人(収入がなくても必ず申告してください)

- 営業、その他事業、不動産などの収支内訳書(通帳や帳簿、出荷先で調べた品物または取り引きごとの収入金額、科目ごとの経費金額が分かるもの。平成26年中に購入した機械などを減価償却経費で計上する場合は、その領収書などが必要です)
- 所得控除金額などが分かるもの

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人
- 市営住宅に入居している人
- 国民年金の免除申請や児童手当などの受給資格の認定を受ける人
- 所得・課税(非課税)証明書の交付が必要な人
- 市外扶養者の被扶養者となっている人

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払証明書
- 医療費領収書(医療費の合計額から保険会社や高額医療などの補てん金額を差し引いた金額を計算しておいでください)
- 住宅借入金等特別控除関係書類(売買契約書の写し、登記事項証明書、年末残高証明書、住民票など)
- 障がい者控除を申請する人は、身体障がい者手帳などの提示が必要です。また、要介護4、5の認定を受けている人は、介護保険課および各支所で発行される認定証明書が必要です。家族の代理で申告する場合は、その人の申告に必要な資料をお持ちください。所得税が非課税で市・県民税の申告のみの人は、簡易申告書で申告してください。

みとよHOT NEWS

おめでとうございます



詫間町の尾崎コスミさん(80歳)が、80歳で20本以上の歯を持つ人を対象とした「高齢者イイ歯のコンクール」で県知事賞に輝きました。



22年にわたり地域の民生委員を務める前田昭文さん(66歳)が、長年の功績をたたえられ、社会福祉功労者厚生労働大臣表彰を受賞しました。



11/12 マリンウェーブ

平和への決意 新たに

先の大戦で尊い命を失った方々をしのんで、戦没者追悼式が行われました。参列した遺族や来賓など約400人は、戦没者の霊に菊を献花し、謹んで追悼の誠をささげ、平和への決意を新たにしました。

今年もピカピカになりました

三豊市勤労者協議会の皆さん12人が、毎年恒例のカーブミラー清掃を行いました。冬場は汚れや霜などで見えにくくなるため、2人1組で315本のカーブミラーを棒ずりなどを使って1本ずつ丁寧に拭き、地域の安全に貢献しました。



12/7 董中町内



11/29、30 高瀬町農村環境改善センター

地域防災のリーダーとして

災害時の被害をできるだけ少なくしたり、地域の防災力を向上させるための知識や技能を持つ「防災士」を養成する講座が行われました。20～76歳までの、女性9人を含む48人が参加し、自然災害に関する知識や身近でできる防災対策などについて学びました。